

一杨木県公報

平成29年 11月14日(火) 第2936号

_			
	目	次	
	告	示	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	•••••		921
○軽油引取税免税証の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	•••••		····· 922
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	•••••		923
	監	査 委 員	
○監査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••		 923
○監査の結果に基づく措置状況の公表	•••••		 927
_		_	_
	告	示	

栃木県告示第五百十六号

り、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定によ

平成二十九年十一月十四日なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県大田原土木事務所において縦覧に供する。

栃木県知事 福 田 富 一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 下山田
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

線に囲まれた土地の区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ

市町村名	\times	₩	松	1		夲	母	橅	膨	型	橅	
大田原市	北			横		<u></u>	一た六八番		1 114		-10	'
匝		111		~	<u>></u>	+	一六五五番		1111			
匝		<u>1</u> =		横		业	一六七〇番		11111/2			
匝		<u>1</u> ='		~	3	+	一六五三番		国中			
匣		111		横		址	1 七十二海		祖导			
匣		111		\	3	#	一六四九番		よいず			
匣		111			111		一六四八番		力啦			
匝		10		横		业	11国力梅1		八号			
匝		10,			111		二四八番		九号			
匝		<u> </u> <u> </u>			<u>j</u> m		11-1<○無1		十中			
匝		10,			111		11六回梅		十一中			
匝		111		1	<u> </u>	Ш	四川神		十11中			
匝		<u>1</u> ='			<u> </u> =		四三四番地先国有	中型	十111中			

(砂防水資源課)

栃木県告示第517号

次の軽油引取税免税証は、平成29年2月7日から無効とした。

平成29年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

免税証の 種 類	免 税 用 途	免税証の記号 及 び 番 号	枚数	有効期間	免税証に記載された 販売業者の住所氏名	免税証を 交付した 県税事務所名	無効の 事 由
200%,券	農業	A0740265099	1枚	H29.1.1	栃木市	栃 木 県 栃木県税事務	紛失
100%系券	辰 未	A0640107485	185 1枚 H29.12.31 ^(株)		㈱JAエルサポート	所	初大

(税務課)

栃木県告示第518号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成29年12月28日までに栃木県県西環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 サンエコサーマル株式会社 代表取締役 本橋 時男
 - 栃木県鹿沼市下石川737番地55
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 栃木県鹿沼市下石川字大野原737番55外
- 3 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ
- 5 申請年月日

平成29年10月30日

6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県県西環境森林事務所、栃木県小山環境管理事務所、鹿沼市環境部 環境課及び壬生町民生部生活環境課

7 縦覧期間

平成29年11月14日から同年12月14日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 9 意見書の記載事項
 - (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 一般廃棄物処理施設の設置の場所
 - (4) 一般廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容

(5) 生活環境の保全上の見地からの意見

栃木県告示第519号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、同項の規定により当該申請に係る書類を縦覧に供するので、同条第6項の規定により、利害関係を有する者は、平成29年12月28日までに栃木県県西環境森林事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 サンエコサーマル株式会社 代表取締役 本橋 時男 栃木県鹿沼市下石川737番地55
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 栃木県鹿沼市下石川字大野原737番55外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設

- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属く ず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 5 申請年月日 平成29年10月30日
- 6 縦覧場所

栃木県環境森林部廃棄物対策課、栃木県県西環境森林事務所、栃木県小山環境管理事務所、鹿沼市環境部 環境課及び壬生町民生部生活環境課

7 縦覧期間

平成29年11月14日から同年12月14日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

8 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 9 意見書の記載事項
- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の設置に関する利害関係の内容
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

(廃棄物対策課)

監査委員

栃木県監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年11月14日

 栃木県監査委員
 佐
 藤
 良

 同
 亀
 田
 清

 同
 金
 井
 弘
 行

栃木県監査委員 石 﨑 均

第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

第2 監査対象期間

平成28年度(ただし、給与事務(児童手当を含む。)については、予備監査実施日まで)

第3 監査の結果

(総合政策部)

監	査 対	象	機関	名	監査年	月日	監査の結果及び意見
総	合	政	策	課	平成29年8	月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
市	町		村	課	平成29年8	月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
地	域	振	興	課	平成29年8	月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国	体	準	備	室	平成29年8	月24日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(経営管理部)

監	查	対	象	機	関	名	監	查	年	月	E	3	監	査	0)	結	果	及	び	意	見	
人			事			課	平原	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
行	政	改	革	推	進	室	平月	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
職	Į	į	総	彥	务	課	平原	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
文	킡	ţ	学	事	ļ.	課	平原	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
管			財			課	平月	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
税			務			課	平原	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
情	報	シ	ス	テ	4	課	平原	戊29	年 8	月2	21日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		
財			政			課	平原	戊29	年 8	月2	8日	1	指摘事項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	しなか	った。		

(県民生活部)

監	査 対	象	機関	名	監	查	年	月	日	監	査	0)	結	果	及	び	意	見	
県	民	文	化	課	平原	戊29	年8	月1	7日	指摘事項に	2該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
危	機	管	理	課	平月	戊29	年8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
消	防	防	災	課	平月	戊29	年8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
<	らし	安全	安心	課	平月	戊29	年8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
統		計		課	平月	戊29	年8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
広		報		課	平月	戊29	年8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		
人相	権・青々	少年男	日女参画	可課	平月	戊29	年 8	月1	7日	指摘事項は	該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		

(環境森林部)

監 査 対 象 機 関 名	監査年月日	監査の結果及び意見
環境森林政策課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
地球温暖化対策課	平成29年8月18日	収入・支出事務のうち、栃木県鹿沼太陽光発電所に係る太陽光発電施設販売電力料収入において、当該収入は納入通知書を発した日の属する平成29年度の歳入とすべきところ、平成28年度の歳入としていたものが1件2,039,095円あった。

環	境	保	全	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
自	然	環	境	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
廃	棄	物対	策	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
馬	頭処	分場	整備	室	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
林	業っ	卜 材 🏻	産 業	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
森	林	整	備	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(保健福祉部)

監	査 対	象核	幾関	名	監査年月日	監査の結果及び意見
保	健	福	祉	課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
医	療	政	策	課	平成29年8月21日	収入・支出事務のうち、医療施設整備助成費に係る補助金において、過払いとなった金額があるときは当該支出した経費に戻入しなければならないにもかかわらず、翌年度の歳入として調定しているものが1件292,000円あった。
高	齢	対	策	課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
健	康	増	進	課	平成29年8月21日	契約検収事務のうち、生活習慣病総合予防対策費に係る ハンドブック制作業務委託において、成果品が翌年度に 納品されているにもかかわらず、現年度に納品されたも のとして支出を行っているものが1件305,640円あった。
障	害	福	祉	課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
<i>F.</i> J	どす	6 政	策	課	平成29年8月21日	財産・物品管理等事務のうち、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係る債権の管理において、本来一致すべき財務会計システムと個別システムである母子父子寡婦福祉資金貸付システムの決算の調定額、収入済額及び収入未済額が一致していない旨昨年度の定期監査で指摘したところであるが、この1年の事務処理で改善が進められたものの、平成28年度決算においても、一致していなかった。速やかに、是正方法及び有効な再発防止策を検討し、適切な事務の執行に努められたい。
生	活	衛	生	課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
薬		務		課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国	保	医	療	課	平成29年8月21日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(産業労働観光部)

監	査 対	象	機関	名	監査	年	月	日	監査の結果及び意見
工	業	振	興	課	平成29	年8	月24	4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
経	営	支	援	課	平成29	年8	月24	4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
労	働	政	策	課	平成29年	年8	月24	4日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
産	業	政	策	課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国		際		課	平成29年	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
観	光	交	流	課	平成29	年 8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(農政部)

監	査 対	象	機関	名	監査年月日 監査の結果及び意見
農		政		課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
農	村	振	興	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
経	済	流	通	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
経	営	技	術	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
生	産	振	興	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
畜	産	振	興	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。
農	地	整	備	課	平成29年8月24日 指摘事項に該当するものは認められなかった。

(県土整備部)

監	査 対	象	機関	名	監 査 年 月 日	監査の結果及び意見
交	通	政	策	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
道	路	整	備	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
道	路	保	全	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
都	市	計	画	課	平成29年8月18日	収入・支出事務のうち、景観づくり推進事業費に係る報酬及び費用弁償の支給において、債権者の登録情報の選択を誤ったため、正当な債権者でない同姓同名の第三者へ5年に渡って誤支給したものが7件73,900円あった。当該案件は、正当な債権者へ未払金の支給及び第三者へ返還請求を行ったが、正当な債権者へは、消滅時効が成立したため支給できないものが2件20,476円、また、第三者へは、支払関係書類を保存年限到来により廃棄したため、返還請求できなかったものが3件30,659円あった。
都	市	整	備	課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
建		築		課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
住		宅		課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
用		地		課	平成29年8月18日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
総合	含スポー	 -ツゾ-	- ン整f	備室	平成29年8月18日	工事事務のうち、総合スポーツゾーン整備費に係る東西 園路改良工事その2の設計積算において、工事用道路に 敷設する敷鉄板の運搬費の計上が漏れていたため、設計 額が過小となっているものが1件2,786千円あった。
監		理		課	平成29年8月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
技	術	管	理	課	平成29年8月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河		Ш		課	平成29年8月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
砂	防った	水 資	源	課	平成29年8月25日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(会計局)

監	査 対	象	機関	名	監	査	年	月	日	監	查	0)	結	果	及	び	意	見	
会	計	管	理	課	平原	戊29年	年 8	月1′	7日	指摘事項は	こ該当	する	ものに	は認々	ろられ	なか	った。		

(議会事務局)

監	査 対	象	幾 関	名	監	査	年	月	日	監	查	0)	結	果	及	び	意	見	
諺	会	事	務	局	平原	戊29年	年8	月1′	7日	指摘事項は	2該当	する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		

(人事委員会事務局)

監	査 対 第	き 機	関	名	監	査	年	月	H	監	查	0)	結	果	及	び	意	見	
人	事委員	会 事	務	局	平原	戊29年	年8	月1′	7日	指摘事項	に該当	当する	ものに	は認め	ろられ	なか	った。		

(監査委員事務局)

監	查	対	象	機	関	名	監	查	年	月	日		監	査	0)	結	果	及	び	意	見	
監	查	委	員	事	務	局	平原	戊29	年8	月1′	7日	指摘事	項に	該当	する	ものに	は認め	うられ	なか	った。		

(労働委員会事務局)

監	査	対	象	機	関	名	監	査	年	月	日	監	査	の	結	果	及	び	意	見	
労	働	委員	1 4	事	務	局	平馬	戊29	年8	月1′	7日	指摘事項に	こ該当	する	ものり	よ認め	うられ	なか	った。		

(教育委員会)

監	査 対	象 機	関	名	監査	年	月	日	監査の結果及び意見
総	務課	(文書	館)	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
施		記		課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
教	職	員		課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学	校	教育	Ĩ	課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
特	別 支	援 教	育	室	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
生	涯	学習	ਸ ਤੋ	課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
ス	ポー	ツ振	興	課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
文	化	財		課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
健	康	福和	ij	課	平成29	年8	月2	5日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

(公安委員会)

監	査	対	象	機	関	名	監	査	年	月	日	監	査	0)	結	果	及	び	意	見	
警		察		本		部	平月	戊29	年 8	月17	7日	指摘事項	こ該当	する	ものり	よ認め	らられ	なか	った。		

※指摘事項:事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき 措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月14日

栃木県監査委員	佐	藤		良
亩	亀	田		清
司	金	井	弘	行
同	石	嵭		均

監査の結果の措置状況

監査対象機関	名	監	查	年	月	日	監	查	0)	結	果	講	じ	た	措	置
県東環境森林事	務	平原	文29	年 5	月1	9日	工事事	務の	うち、	災害関	連緊急	設計積	算に当	当たっ	ては、	設計基

所		治山事業費に係る土留工外工事の設計積算において、工事用道路に敷設する敷鉄板の運搬費の計上が漏れていたため、設計額が過小となっているものが1件340千円あった。	準に基づき、適切に計上するよう関係職員に周知徹底するとともに、所内設計協議における設計内容の詳細確認や「設計諸元チェックリスト」の見直しなどのチェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。
芳賀農業振興事務 所	平成29年7月7日	工事事務のうち、農業基盤整備 促進事業費(国庫)に係る農道 舗装工事の設計積算において、 共通仮設費及び現場管理費の補 正に当たり、地域特性区分の適 用を誤ったことにより、設計額 が過小となっているものが1件 638千円あった。	再発防止に向け職員に周知する とともに、設計積算時において 適用区分をしっかり見定め、一 層慎重に審査を行うなど適正に 基準を運用し、同様の事態が起 きないよう努めて参ります。 なお、本年度執行工事において は、適正に対処しております。
那須農業振興事務所(那須広域ダム管理支所)	平成29年7月18日	工事事務のうち、農村康県第一年 整備事業費(国庫・県単)にお 要情等工事の設計積算に を橋梁工事の費及び現場に のでは、 の適用を誤ったことに の適用を誤ったことに の適用を誤った。 また、当該工事に係る県道の また、当該工事に係る県道の上から、 また、当該工事に係る県道の上から、 また、当該工事に係る場合とから、 を受があった。 また、当該工事に係る場合とから、 を受があった。 また、当該工事に を対策配置に が過いとなった。 また、当該工事に を対策のといる。 を対策のといる。 を対策のといる。 を対策に がより、のが は、安全対策のといる。 を必要があった。 を必要があった。 でず、ない。 でず、ない。 では、ない。 を記述をといる。 といる。 を記述をといる。 を記述をといる。 といる。 を記述をといる。 といる。 を記述をといる。 を記述をといる。 といる。 を記述をといる。 をいる。	再発防止に向け職員への周知啓 発を行うとともに、地域特性区 分の適用については、担当るる 選定理由や変更前後において 選条件の変化の有無についるを 確認するなど一層慎重に 審工 行うめます。 また、安全対策について安全機 場条件等を確認し適切な安全機 策を講じるとともに、現 策を講じるとともに、 策を講議内容 等をは、 いことで の方とで の方とで の方とで の方とで の方とで の方とで の方とで の方